

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 規 則

○職業能力開発校規則の一部を改正する規則

(産業人材対策課)

一

## 訓 令 甲

○高等技術専門校等の学生等に対する災害見舞金の支給に関する規程

(産業人材対策課)

二

## 規 則

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十二号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則（昭和四十九年宮城県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第8条関係）

第 号

修了証書

氏 名

生年月日

上の者は本校において職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による次の職業訓練を修了したことを証する

職業訓練の種類

訓練課程

訓練料の名称

総訓練時間

年 月 日

宮城県立 高等技術専門校長 氏 名 印

(注) 用紙は、日本産業規格A列4番とすること。

様式第二号(その一)中

ふりがな 氏名	本人の白署	性 別	男・女
------------	-------	--------	-----

を

ふりがな 氏名	本人の白署	性 別	男・女
------------	-------	--------	-----

に

改め、同様式(その二)中

ふりがな 氏名	本人の白署	性 別	男・女
------------	-------	--------	-----

を

ふりがな 氏名	本人の白署	性 別	男・女
------------	-------	--------	-----

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の職業能力開発校規則の規定による様式第二号については、当分の間、改正後の職業能力開発校規則の規定による様式第二号とみなす。

### 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十五号

高等技術専門校等の学生等に対する災害見舞金の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

高等技術専門校等の学生等に対する災害見舞金の支給に関する規程の一部を改正する訓令  
高等技術専門校等の学生等に対する災害見舞金の支給に関する規程(昭和四十二年宮城県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「職業訓練(」の下に「高等技術専門校又は宮城障害者職業能力開発校の委託を受けた民間教育訓練機関等の行う訓練を含む。」を、「訓練上又は」の下に「通所途上(学生等が訓練を受けるため、」を加え、「往復する途上(以下「訓練上」という)を「合理的な経路及び方法により往復する過程(途中で往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合(その逸脱又は中断が日用品の購入等日常生活に必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合を除く。))は、これらの行為以後の過程を除く。」をいう。以下同じ)に改め、「おける」の下に「学生等の援護のため」を加える。

第二条中「が訓練上」の下に「又は通所途上」を加え、「当該学生等が故意又は重大な過失により訓練上において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、」を「次のいずれかに該当する場合には、この規程に基づく」に、「ことがある」を「ものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 学生等が故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故を生じさせた場合
- 二 学生等が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくは回復を妨げた場合

第四条第一項中「災害見舞金(」の下に「打切見舞金及び」を、「訓練上」の下に「又は通所途上」を加え、同条第三項中「訓練上」の下に「又は通所途上」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

- 3 打切見舞金は、訓練上において負傷し、又は疾病にかつた学生等に対して支給する。
- 第五条中「訓練上」の下に「又は通所途上」を加え、同条ただし書中「三年」の下に「(療養を中断した期間を除く。以下同じ)」を、「以降」の下に「の療養について」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、療養見舞金の支給対象となる災害が高等技術専門校又は宮城障害者職業能力開発校の過失等に起因する場合その他の事由により学生等への継続した援護の必要があると認める場合には、その療養の開始後三年を経過した場合であつても療養見舞金を支給することができらる。

第六条中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一項各号」を「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十三条第二項各号」に、「同項第五号」を「同項第四号から第

六号まで」に、「同法第七十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額（当該定めがない）を「同条第三項の規定により支給される療養の費用の額（同項の規定による療養の費用が支給されない）」に改める。

第七条第一項中「訓練上」の下に「又は通所途上」を加え、同項第一号中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第八条中「訓練上」の下に「又は通所途上」を加える。

第九条中「治つた」を「治癒又は症状が固定した状態にあり、治療の必要がなくなつた」に改める。

第十条第一項中「三千二百十円」を「労働者災害補償保険法施行規則第九条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）（に、「三千二百十円」を「自動変更対象額」に改め、同条第四項中「訓練上」の下に「又は通所途上」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 別表に掲げる身体障害以外の身体障害がある者については、その身体障害の程度に応じ、別表に掲げる身体障害に準じた等級の支給日数による。

第十一条中「打切見舞金は、」の下に「訓練上において負傷し、又は疾病にかかり」を加え、「療養」を、「その療養の」に、「治らない場合に支給し」を「治癒又は症状が固定した状態にならず、治療の必要がなくならない場合であつて、その療養の開始後三年を経過した後の療養見舞金を支給しないこととしたときに支給することとし」に改め、「後は、」の下に「この規程による」を加える。

第十二条中「千二百日」を乗じて得た額とする」を「その療養の開始後三年を経過し、療養見舞金を支給しないこととした日において、身体に存する別表の身体障害の程度に応じて定める等級の日数を乗じて得た額とし、その等級の適用については、第十条の規定を準用する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その療養の開始後三年を経過し、療養見舞金を支給しないこととした日において、他覚症状が存する場合その他身体に別表の第十四級に満たない身体障害が存する場合は、同表の第十四級の支給日数とする。

第十三条中「訓練上」の下に「又は通所途上」を加える。

第十五条第一項中「訓練上」の下に「又は通所途上」を、「おいて、」の下に「この規程による」を加え、同条第二項中「昭和三十三年法律第九十二号」の下に「労働者災害補償保険法」を、「おいて」の下に「この規程による」を加える。

第十七条第二項中「訓練上」の下に「又は通所途上」を加え、同項第四号中「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める。

別表第六級の項第八号中「及び示指」を削り、同表第七級の項第六号中「及び示指を失つたもの又

は母指若しくは示指をあわせ三指以上」を「を併せ三指又は母指以外の四指」に改め、同項第七号中「及び示指をあわせ」を「を併せ」に改め、同項第十二号中「女子の」を削り、同表第八級の項第三号中「あわせ二指」を「併せ二指又は母指以外の三指」に改め、同項第四号中「及び示指又は母指若しくは示指をあわせ三指以上」を「を併せ三指又は母指以外の四指」に改め、同項第十一号を削り、同表第九級の項第三号中「半盲症」の下に「」を加え、同項第十二号中「を失つたもの示指をあわせ二指を失つたもの又は母指及び示指以外の三指」を「又は母指以外の二指」に改め、同項第十三号中「あわせ二指」を「併せ二指又は母指以外の三指」に改め、同項第十四号中「あわせ」を「併せ」に改め、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第十級の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面視で複視を残すもの

別表第十級の項第七号中「の用を廃したものを示指をあわせ二指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三指」を「又は母指以外の二指」に改め、同表第十一級の項第八号中「一手の」の下に「示指」を加え、同項第九号を削り、同項第十号中「あわせ」を「併せ」に改め、同項第十一号とし、同項第十一号中「臓器」の下に「の機能」を加え、「残す」を「残し労務の遂行に相当な程度の支障がある」に改め、同項第十二級の項第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「あわせ」を「併せ」に改め、同項第十一号とし、同項第九号中「一手の」の下に「示指」を加え、同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 一手の小指を失つたもの

別表第十二級の項第十四号中「女子の」を削り、同表第十三級の項第二号中「半盲症」の下に「」を加え、同項第七号及び第八号を削り、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「を失つた」を「の用を廃した」に改め、同項を同項第七号とし、同項第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 正面視以外で複視を残すもの

四 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの

別表十三級の項第十一号中「あわせ」を「併せ」に改め、同表第十四級の項第六号を削り、同項第七号中「及び示指」を削り、同項を同項第六号とし、同項第八号中「及び示指」を削り、同項を同項第七号とし、同項第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和二年三月三十一日から施行し、この訓令による改正後の高等技術専門校等の学生等に対する災害見舞金の支給に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、同年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新規程の規定は、令和二年四月一日以後に支給事由の生じた災害見舞金について適用し、同日前に支給事由の生じた災害見舞金については、なお従前の例による。